

○ 令和 6 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

(傍線部は改正部分)

新	旧
令和 6 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について 令和 6 年 3 月 29 日 国住備第 459 号 国住整第 123 号 国住市第 87 号 国土交通事務次官通知 <u>改正 令和 6 年 12 月 17 日</u> <u>国住備第 99 号</u> <u>国住整第 193 号</u> <u>国住市第 38 号</u> <u>国土交通事務次官通知</u> 令和 6 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。 第 1 ～第 13 （略） 別表第 1 ～別表第 5 （略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>第 1 条 この要綱は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。</u>	令和 6 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について 令和 6 年 3 月 29 日 国住備第 459 号 国住整第 123 号 国住市第 87 号 国土交通事務次官通知 令和 6 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。 第 1 ～第 13 （略） 別表第 1 ～別表第 5 （略） 附 則 （略）

<u>第2条</u> 本通知において対象とする事業のうち、令和6年能登半島地震の被災地（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。）において実施する事業であって、低層住宅（地上階数2以下の住宅をいう。）に係るものに関しては、第2の2(4)の規定にかかわらず、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。 イ 1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に0.070を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額 ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額に1.070を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額	
---	--